

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	上舞木地区 (上舞木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は兼業農家が主体で有り、水稻、園芸栽培を中心に耕作しているが、販売目的をしているのではなく、自家消費が中心である、中山間地のため、土地改良はせずに中山間地支払い制度を利用して耕作している、後継者不足、高齢化と郡山市のベッタウンに成ってきたため、農業従事者が減少、人材育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集約化、耕作面積が狭いので、機械の大型化が困難なので、機械のリースや補助金を活用して農業存続に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構と担い手の協力関係を構築して農用地集約、集積をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
優先的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内は殆どがほ場整備されていないため、ほ場整備事業を実施したい。しかし、複数集落がまとまる必要があるため、現時点では進んでいない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
外部から区民を受け入れ集落介在農地を活用して家庭菜園をやりたいと希望する者を就農させ、地域資源保全活動の担い手として確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
検討して、活用できれば取り組みたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域で鳥獣被害防止策を検討したい。
- ⑦基盤整備ができていない現状では、優良農地の耕作放棄も考えられるため、そうした農地のは雑草による病害を防ぐため、地域の有志で保全管理を行う体制を構築する。
- ⑧離農した者が使っていた農業用機械や施設などは地域に於いて情報管理する。